

大阪歴史博物館利用規程

制定 平成 31 年 4 月 1 日

大阪市博物館機構規程第 37-5 号

(趣旨)

第1条 大阪歴史博物館（以下「博物館」という。）の利用に関しては、この規程の定めるところによる。

(休館日)

第2条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する休日以外の日)
 - (2) 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、博物館の館長(以下「館長」という。)は、博物館の設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は博物館の効用を發揮するため必要があるときは、事前に又は速やかに理事長の承認を得て同項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。
- 3 館長は、前項の休館を行う場合、事前に又は速やかにその内容を公告しなければならない。

(供用時間)

第3条 博物館の供用時間は、午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。

- 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、博物館の供用時間について準用する。この場合において、同条第 2 項中「前項」とあるのは「第3条第1項」と、「休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第 3 項中「前項」とあるのは「第3条第2項の規定により読み替えられた第2条第 2 項」と読み替えるものとする。

(使用の許可)

第4条 別表第1に掲げる博物館の施設(以下「施設」という。)を使用しようとする者は、館長の許可を受けなければならない。

(使用許可の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、館長は、施設の使用を許可しない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき
- (2) 建物、設備又は展示品等を損傷するおそれがあるとき
- (3) 管理上支障があるとき
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき
- (5) その他不相当と認めるとき

(使用許可の取消し等)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、館長は、施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第4条の許可(以下「使用許可」という。)を受けたとき
- (2) 前条各号に定める事由が発生したとき
- (3) この規程に違反し、又はこの規程に基づく指示に従わないとき

(意見の聴取)

第7条 館長は、必要があると認めるときは、第5条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くよう理事長に求めるものとする。

2 理事長は、前項の規定による求めがあったときは、第5条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(入館の制限)

第8条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館さ

せることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 建物、設備又は展示品を損傷するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理上支障があると認める者

(特別観覧の許可)

第9条 博物館等資料について特別の観覧をしようとする者は、館長の許可を受けなければならない。

2 特別の観覧に関する手続きについては、別に定める。

(貸出しの許可)

第10条 博物館等資料の貸出しを受けようとする者は、館長の許可を受けなければならない。

2 博物館等資料の貸出しに関する手続きについては、別に定める。

(利用料金)

第11条 博物館を観覧し、又は施設及びその附属設備を使用しようとする者は、館長に利用料金を支払わなければならない。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第17条第1項に定める小学校就学の始期に達しない者、小学校(これに準ずるものを含む。)の児童及び中学校(これに準ずるものを含む。)の生徒に係る観覧料については、この限りでない。

2 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内において、館長があらかじめ理事長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 観覧料 1人1回につき別表第2に掲げる金額
- (2) 施設使用料 別表第1に掲げる金額(施設の附属設備については、別に定める)

種別に応じて館長が要項で定める金額)

- 3 日曜日、土曜日及び休日における施設の使用に係る施設使用料の額は、前項の規定による金額の2割増しの範囲内において、館長があらかじめ理事長の承認を得て定める。当該施設使用料の額を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 施設の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が入場料その他これに類する料金を徴収する場合における施設の使用に係る施設使用料の額は、前2項の規定による金額の5割増しの範囲内において、館長があらかじめ理事長の承認を得て定める。当該施設使用料の額を変更しようとするときも、同様とする。
- 5 理事長は、前3項の承認(貸出し料の額に係るものを除く。)を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。
- 6 館長は、公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、別に定める要項に基づき、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 7 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。
 - (1) 災害その他使用者の責めに帰すことのできない特別の事由により施設を使用することができなくなったとき
 - (2) 使用者が施設の使用を開始する前に使用許可の取消しを申し出た場合において、館長がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき
 - (3) その他館長が特別の事由があると認めるとき

(特別設備)

第12条 使用者は、館長の許可を受け、特別の設備をすることができる。

2 館長は、使用者に対して必要な設備をすることを命ずることができる。

3 使用者が前第1項、第2項の規定により、特別の設備をしたときは、使用后直ちにこれを撤去して、原状に復さなければならない。

(損害の賠償及び事故の責任)

第 13 条 博物館を観覧する者又は施設の使用の許可を受けた者が建物、設備又は博物館等資料を損傷し、又は亡失したときは、理事長の定めるところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 使用者は、使用に関して生じた一切の事故につき、その責めを負うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程の施行期日は、平成31年4月1日とする。

2 本規定の施行前に納付された利用料金については、なお従前の例による。

別表第 1(第4条、第 11 条関係)

区分	施設使用料
講堂	1 室 1 日につき 36,000 円
第 1 研修室	1 室 1 日につき 15,200 円
第 2 研修室	1 室 1 日につき 8,200 円
第 1 会議室	1 室 1 日につき 7,500 円
第 2 会議室	1 室 1 日につき 7,000 円
第 3 会議室	1 室 1 日につき 7,300 円
特別展示室	1 室 1 日につき 96,800 円

別表第 2(第 11 条関係)

区分		観覧料	団体 (20 人以上)観覧料
常設展示室	高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに準ずる教育施設に在学する者	400 円	360 円
	その他の者	600 円	540 円
特別展示室	高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに準ずる教育施設に在学する者	1,600 円	1,440 円
	その他の者	2,400 円	2,160 円